

逗子市景観条例

・・・ 1 ページ

(平成 18 年 3 月 10 日逗子市条例第 6 号)

(平成 24 年 4 月 1 日改正)

(令和 4 年 9 月 30 日改正)

(令和 6 年 3 月 29 日改正)

逗子市景観条例施行規則

・・・ 18 ページ

(平成 18 年 4 月 1 日逗子市規則第 13 号)

(平成 24 年 4 月 1 日改正)

(令和 4 年 9 月 30 日改正)

(令和 6 年 3 月 29 日改正)



逗子市



○逗子市景観条例

平成18年3月10日
逗子市条例第6号
改正 平成20年6月24日条例第14号
平成20年9月3日条例第16号
平成23年10月3日条例第21号
令和4年9月30日条例第14号
令和6年3月29日条例第13号

目次

前文

第1章 総則(第1条－第5条)

第2章 景観形成

第1節 基本指針(第6条)

第2節 景観計画(第7条)

第3節 景観形成重点地区(第8条－第10条)

第4節 逗子市景観資産(第11条)

第3章 市民による景観づくり

第1節 景観まちづくりの推進(第12条)

第2節 景観アドバイザー(第13条)

第3節 景観サポーター(第14条)

第4章 行為の届出等

第1節 行為の届出等(第15条－第18条)

第2節 手続(第19条－第32条)

第3節 変更手続(第33条－第35条)

第5章 審議会及び委員会(第36条・第37条)

第6章 雜則(第38条－第41条)

附則

前文

逗子市は、三方を緑の丘陵に囲まれ、一方は海に向かって開け、両者をつなぐ田越川がまちのほぼ中央を流れるまとまりのある地形と豊かな自然に恵まれたまちである。また、いにしえより

吾妻鏡などにその名をとどめる地であり、明治以来の保養地として歴史的遺産等を受け継ぎながら、良質な住宅都市として発展している。

私たち逗子市民は、これらの恵まれた条件を生かし、自然と人間の営みの融合した逗子ならではの特徴の色濃い美しいまちをつくることを願い、この条例を定める。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市の特性が生かされた良好な景観を守り、育て、つくり、将来に継承するために必要な事項及び景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)の規定に基づく手続等について必要な事項を定めることにより、市民参加の下に豊かな景観の実現を図り、もって潤いと安らぎのあるまちづくりに寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 本市は、景観が市民の共有財産であることの重要性を認識し、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について積極的に推進するものとする。

- (1) 逗子の自然の特徴である海、川、緑豊かな丘陵地等による景観の保全に努めること。
- (2) 逗子の歴史、文化等の資源を生かした景観をはぐくむこと。
- (3) 逗子らしい特徴を持った美しい街並みを育てること。
- (4) 市民の多様な参加を得て良好な景観を形成すること。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築物等 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物及び工作物(土地に定着し、建築物に附属し、又は土地若しくは建築物に継続的に設置されるもののうち、建築物以外のものをいう。)をいう。
- (2) 建築行為等 建築物等の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更又は都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第12項に規定する開発行為(以下「開発行為」という。)又は屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第2条第1項に規定する屋外広告物(以下「屋外広告物」という。)の設置、修繕、模様替え若しくは色彩の変更をいう。
- (3) 事業者 建築行為等に係る工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。

(市の責務)

第4条 市は、良好な景観の形成(以下「景観形成」という。)を推進するための施策を策定し、これを総合的かつ計画的に実施しなければならない。

- 2 市は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、市民の意見を反映させるよう努めなければならない。
- 3 市は、公共施設(都市計画法第4条第14項に規定する公共施設をいう。以下同じ。)の整備、建築行為等を行うに当たっては、市民の意見を反映させるよう努めなければならない。
- 4 市は、景観形成についての知識の普及及び意識の高揚を図るため、必要な措置を講じなければならない。
- 5 市は、景観形成の推進に当たっては、市民の財産権その他の権利を尊重するとともに、公共事業その他の公益との調整に留意しなければならない。

(市民及び事業者の責務)

第5条 市民及び事業者は、自らが景観形成の役割を担うものであることを認識し、それぞれの立場から積極的に景観形成に努めなくてはならない。

- 2 市民及び事業者は、市が行う景観形成についての施策に協力しなければならない。

第2章 景観形成

第1節 基本指針

(基本指針)

第6条 市長は、この条例の目的を達成するため、景観形成に関する基本指針(以下「基本指針」という。)を別表のとおり定めるものとする。

- 2 市長は、基本指針を変更しようとするときは、逗子市景観審議会(第36条第1項を除き、以下「審議会」という。)の意見を聴かなければならぬ。

第2節 景観計画

(景観計画の策定の手続等)

第7条 市長は、景観形成についての基本的な方向を明らかにした景観計画(法第8条に規定する景観計画をいう。以下同じ。)を定めるものとする。

- 2 市長は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならぬ。
- 3 市長は、景観計画を定めたときは、これを公表しなければならない。
- 4 市に景観計画の提案を行うことができる者は、法第11条第1項及び第2項に規定する土地所有者等、まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)に規定する一般社団法人及び一般財団法人のほか、法第11条第2項に規定する条例で定める団体として、逗子市まちづくり条例(平成14年逗子市条例第4号。以下「まちづくり条例」という。)第10条第1項の規定により認定されたまちづくり協

議会とする。

- 5 前3項の規定は、景観計画の変更について準用する。

第3節 景観形成重点地区

(景観形成重点地区的指定等)

第8条 市長は、積極的に景観形成を図る必要があると認める地区について、景観形成重点地区(以下「重点地区」という。)として指定することができる。

- 2 一定の地区における住民その他の利害関係者(以下「関係住民」という。)は、規則で定めるところにより当該一定の地区を重点地区に指定するよう市長に要請することができる。
- 3 市長は、重点地区を指定しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならぬ。
- 4 市長は、重点地区を指定したときは、これを告示しなければならない。
- 5 前2項の規定は、重点地区の指定の変更及び解除について準用する。

(景観形成方針及び景観形成基準)

第9条 市長は、重点地区を指定したときは、当該重点地区における景観形成のための方針(以下「景観形成方針」という。)を定めるものとする。

- 2 景観形成方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 景観形成の目標
 - (2) 公共施設に係る景観形成についての方針
 - (3) 建築物等及び広告物等に係る景観形成についての方針
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が景観形成のために必要があると認める事項
- 3 市長は、景観形成方針に基づき、重点地区において、必要があると認めるものについて当該重点地区における景観形成のための基準(以下「景観形成基準」という。)を定めることができる。
- 4 市長は、景観形成方針及び景観形成基準を定めようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。
- 5 市長は、景観形成方針及び景観形成基準を定めたときは、これを告示しなければならない。
- 6 前2項の規定は、景観形成方針及び景観形成基準の変更及び廃止について準用する。

(重点地区におけるまちづくり協議会)

第10条 市長は、景観形成方針及び景観形成基準の案の作成について協議することその他当該重点地区の景観形成の推進についての活動を行うことを目的として設立された団体をまちづくり条例第10条に規定するまちづくり協議会(以下「協議会」という。)として認定することができる。

第4節 逗子市景観資産

(逗子市景観資産)

第11条 市長は、景観形成に重要な役割を果たしていると認める建築物等、緑、河川、海、眺望点(景観を眺望できる場所をいう。以下同じ。)等を逗子市景観資産として認定することができる。

- 2 市長は、逗子市景観資産を認定しようとするときは、当該建築物等、緑、河川、海、眺望点等の所有者等の同意を得るとともに、審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、逗子市景観資産を認定したときは、これを告示しなければならない。
- 4 前2項の規定は、逗子市景観資産の指定の変更及び解除について準用する。
- 5 逗子市景観資産の所有者等は、建築行為等をしようとするときは、あらかじめその内容を市長に届け出なければならない。
- 6 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定による届出に係る行為について助言、支援等を行うことができる。

第3章 市民による景観づくり

第1節 景観まちづくりの推進

(景観まちづくりの推進)

第12条 市民は、景観まちづくりを積極的に推進するため、まちづくり条例第12条に規定する地区まちづくり協定の締結を市長に求めることができる。

- 2 市長は、当該協定区域の締結に際しては、次条の景観アドバイザーの派遣、技術的支援、まちづくりに関する情報の提供等必要な支援を行うものとする。

第2節 景観アドバイザー

(景観アドバイザー)

第13条 市長は、市民の参加と協力により景観形成を推進するため、景観形成に関する市民活動、建築物等のデザイン・色彩等について専門的な助言等の支援を行う景観アドバイザーを設置する。

- 2 その他景観アドバイザーの設置について必要な事項は、市長が別に定める。

第3節 景観サポーター

(景観サポーター)

第14条 市長は、市民の参加と協力により景観形成を推進するため、景観形成に関する支援活動、事業の企画立案、実施等を行う景観サポーターを設置する。

- 2 その他景観サポーターの設置について必要な事項は、市長が別に定める。

第4章 行為の届出等

第1節 行為の届出等

(指針への適合)

第15条 事業者は、当該建築行為等が第6条の基本指針、第7条の景観計画並びに第9条の景観形成方針及び景観形成基準に適合するよう努めなければならない。

(行為の届出)

第16条 法第16条第7項第11号の規定により景観計画の区域内において届出を除外するものは、次の各号に掲げる行為のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 開発行為であって、開発区域の面積が300平方メートル以上のもの。ただし、別に規則で定める開発行為を除く。
 - (2) 建築基準法第2条第13号に規定する建築であって、次のいずれかに該当するもの
 - ア 建築物であって、その高さ(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第6号に規定する建築物の高さをいう。)が10メートル以上のもの
 - イ 共同住宅、長屋、寄宿舎、下宿その他これらに類する用途に供する建築物(以下「共同住宅等」という。)又は事務所、事業所、店舗等の非住居部分と住居部分とが一体となつた建築物(以下「併用住宅」という。)で当該計画戸数が8戸(1区画100平方メートル以上の非居住部分にあっては、当該床面積が100平方メートルをもって1戸と換算する。)以上のもの
 - ウ 建築物の延べ面積が1,000平方メートル以上のもの
 - (3) 建築基準法第88条の規定により同法第6条の確認の申請が必要となる工作物。ただし、別に規則で定める工作物を除く。
- 2 前項の規定にかかわらず、景観計画に定める逗子駅周辺地区の区域のうち商業地域及び近隣商業地域において法第16条第7項第11号の規定により届出を除外するものは、前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる行為のいずれにも該当しないものとする。
- (1) 建築物の新築、増築、改築又は移転であって、建築基準法第6条の確認の申請が必要なもの
 - (2) 工作物の新設、増築、改築又は移転であって、建築基準法第88条の規定により同法第6条の確認の申請が必要なもの
- 3 第1項の規定にかかわらず、法第16条第7項第11号の規定により届出を除外するものは、まちづくり条例の開発事業に該当する宅地分譲であって、工事適合証の交付から1年6月を経過する前に当該事業区域内で行う建築基準法第6条の確認の申請が必要な建築行為に該当しないものとする。
- (屋外広告物の届出)

第16条の2 景観計画に定める逗子駅周辺地区及び東逗子駅周辺地区の区域内において屋外広

告物の設置、修繕、模様替え又は色彩の変更でその見付け面積が2m²以上のものを行おうとする者は、あらかじめその内容を市長に届け出なければならない。

(特定届出対象行為)

第17条 法第17条第1項に規定する特定届出対象行為は、第16条第1項から第3項までのいずれかに該当するものとし、景観計画に定める景観形成のための行為の制限に関する事項に適合させるものとする。

(助言及び指導)

第18条 市長は、第16条の2又は法第16条第1項の届出を行った者に対し、その届出に係る行為が景観形成に影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該届出を行った者に対し、必要な措置を講じるよう助言し、又は指導することができる。

- 2 市長は、前項の規定による助言又は指導を行うときは、逗子市景観審査委員会(第37条第1項を除き、以下「委員会」という。)の意見を聞くことができる。
- 3 市長は、重点地区内の建築行為等について助言又は指導をしようとする場合において、重点地区内に第10条の協議会が設置されているときは、当該協議会に意見を聞くことができる。

第2節 手続

(景観事前相談書の提出等)

第19条 事業者は、第16条第1項各号のいずれかに該当する事業(以下「対象事業」という。)を実施しようとするときは、当該対象事業に係る法令に基づく許可、認可、確認その他これらに類する行為の申請等(以下「許認可等の手続」という。)及び次条に規定する景観配慮書案の提出に先立ち、規則で定めるところにより、景観事前相談書(以下「事前相談書」という。)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、事前相談書の提出があったときは、委員会の意見を聞き、景観配慮要望書(以下「要望書」という。)としてとりまとめ、その内容を事業者に通知しなければならない。

(景観配慮書案の提出等)

第20条 事業者は、対象事業を実施しようとするときは、前条第2項の要望書に基づき、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した景観配慮書案(以下「配慮書案」という。)を作成し、当該対象事業の許認可等の手続(複数の許認可等の手続を必要とする場合にあっては最初の許認可等の手続、許認可等の手続を必要としない場合にあっては当該対象事業の実施)に先立ち、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業者の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 対象事業の名称
- (3) 対象事業の目的

(4) 関係区域（当該対象事業を実施する区域の周辺100メートルをいう。ただし、対象事業の実施による影響が顕著であると市長が認める場合にあっては200メートル以内で市長が認める範囲とし、第39条小規模対象事業にあっては逗子市まちづくり条例施行規則(平成14年逗子市規則第34号)第4条に規定する近隣住民の範囲とする。）を示す図面

(5) その他規則で定める事項

- 2 2以上の事業者が、1の対象事業又は相互に関連する2以上の対象事業を実施しようとする場合において、当該事業者のうちから代表者を定めたときは、当該代表者が、当該1の対象事業について、又は当該2以上の対象事業を合わせて、前項の規定により配慮書案を作成し、提出することができる。

(景観配慮書案の告示)

第21条 市長は、遅滞なく前条第1項の規定により提出された配慮書案の概要を告示し、当該配慮書案を告示の日の翌日から起算して20日間、規則で定めるところにより縦覧に供しなければならない。

(説明会の開催等)

第22条 事業者は、配慮書案の内容を関係人（関係区域に住所を有する者又は関係区域に事務所若しくは事業所を有する法人その他の団体をいう。以下同じ。）に周知させるため、前条に規定する縦覧期間内に説明会を開催するほか、当該配慮書案の要旨を記載した書類の配布その他必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、前項の説明会を開催する日時、場所その他の事項及び同項の規定による周知のための措置について規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。
- 3 事業者は、市長が前条に規定する縦覧期間内に説明会を開催することが困難であると認める正当な理由があるときは、第1項の規定にかかわらず、当該縦覧期間を経過した後であっても、説明会を開催することができる。
- 4 事業者は、第1項又は前項に規定するところにより説明会を開催したときはその実施状況を、第1項又は前項の規定にかかわらず、説明会を開催しなかったときはその旨及び理由を市長に報告しなければならない。
- 5 第1項の説明会の開催は、まちづくり条例第22条の規定による説明会の開催と併せて行うことができる。
- 6 対象事業に係るまちづくり条例第22条第5項の規定による届出があったときは、第2項の規定による届出があつたものとみなす。
- 7 対象事業に係るまちづくり条例第22条第6項の規定による報告があつたときは、第4項の規定による報告があつたものとみなす。

(意見書の提出等)

第23条 市民は、第21条の規定により縦覧に供された配慮書案の内容について、同条に規定する告示の日から起算して30日以内に景観上の見地から意見書を作成し、市長に提出することができる。

2 市長は、前項の規定による意見書の提出があったときは、その写しを事業者に送付しなければならない。

(公聴会の開催等)

第24条 市長は、第21条の規定により提出された配慮書案の内容について関係人その他関係区域に利害関係を有する者の意見を聴くため、公聴会を開催する必要があると認めるときは、同条に規定する縦覧期間を経過した後、これを開催するものとする。

2 市長は、前項の規定により公聴会を開催しようとするときは、その日時、場所その他必要な事項を開催予定日の10日前までに告示しなければならない。

3 市長は、第1項の規定により公聴会を開催したときは、その記録を作成し、その写しを事業者に送付しなければならない。

4 前各項に定めるもののほか、公聴会について必要な事項は、規則で定める。

5 第1項の規定に基づく公聴会の開催は、逗子市の良好な都市環境をつくる条例(平成4年逗子市条例第18号)第11条の規定による公聴会と併せて行うことができる。

(見解書の提出等)

第25条 事業者は、第23条第1項の規定により提出された意見書の写し及び前条第3項の規定により作成された公聴会の記録の写しの送付があったときは、規則で定めるところにより見解書を作成し、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による見解書の提出があったときは、遅滞なく当該見解書の概要を告示し、当該見解書を告示の日の翌日から起算して10日間、規則で定めるところにより縦覧に供しなければならない。

(委員会への諮問)

第26条 市長は、前条第2項の規定による告示を行ったとき(前条第1項の見解書を作成する必要がない場合にあっては、その旨確認ができたとき)は、遅滞なく、第20条第1項の規定により提出された配慮書案について、次に掲げる書類を添えて委員会に諮問しなければならない。

(1) 第23条第1項の規定により意見書が提出された場合における当該意見書

(2) 第24条第1項の規定により公聴会が開催された場合における同条第3項の規定により作成された記録

(3) 前条第1項の規定により見解書が提出された場合における当該見解書

(審査書の作成等)

第27条 市長は、前条の規定による諮問に係る委員会の答申があったときは、第20条第1項の規定により提出された配慮書案について、景観上の見地から前条各号に掲げる書類の内容を勘案するとともに、当該答申を尊重して審査し、その結果に基づく意見を記載した審査書(以下「審

査書」という。)を作成しなければならない。

- 2 市長は、この条例の施行に必要な限度において、委員会の意見に基づき、景観上の見地から事業者に対する指導を内容とする意見を審査書に付することができる。
- 3 市長は、審査書を作成したときは、遅滞なく当該審査書を事業者に送付するとともに、審査書の概要を告示しなければならない。

(景観配慮書の提出等)

第28条 事業者は、前条第3項の規定による審査書の送付があったときは、第20条第1項の規定により作成した配慮書案について当該審査書に基づき検討を加え、規則で定めるところにより景観配慮書(以下「配慮書」という。)を作成し、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による配慮書の提出を受けたときは、遅滞なく当該配慮書の概要を告示しなければならない。
- 3 事業者は、第16条第2項及び第3項の規定により法第16条第1項の届出を要することとなる行為(対象事業に該当する場合を除く。)又は第16条の2に該当する行為(以下「特定小規模景観形成行為」という。)を実施しようとするときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した配慮書を作成し、当該特定小規模景観形成行為の許認可等の手続(複数の許認可等の手続を必要とする場合にあっては最初の許認可等の手続、許認可等の手続を必要としない場合にあっては当該特定小規模景観形成行為の実施)の30日前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業者の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに法人にあってはその代表者の氏名
- (2) 特定小規模景観形成行為の名称
- (3) 特定小規模景観形成行為の目的
- (4) その他規則で定める事項

- 4 前項の規定による配慮書の提出については、第20条第2項の規定を準用する。

(完了書又は景観計画適合確認通知書の交付及び配慮書の告示等)

第29条 市長は、前条第1項の規定による配慮書の提出があったときは、当該提出の日の翌日から起算して10日以内に、当該配慮書に係る対象事業の景観配慮の手續が完了した旨を記載した完了書(以下「完了書」という。)を作成し、事業者に交付しなければならない。この場合において、市長は、当該配慮書の内容が第27条第1項の規定により作成した審査書の内容と異なるときは、当該事実を付記することができる。

- 2 市長は、第23条に規定された意見書の提出がなかったときは、意見書提出期限から起算して7日以内に、当該配慮書案を配慮書として完了書を作成し、事業者に交付しなければならない。
- 3 市長は、前2項の規定により完了書の交付を行ったときは、遅滞なく配慮書の概要及び完了書の内容を告示し、配慮書及び完了書の写しを告示の日の翌日から起算して7日間、規則で定めるところにより縦覧に供しなければならない。

- 4 市長は、前条第3項の規定による配慮書の提出又は第33条第3項の規定による届出があった場合において、第38条第2項の規定による指導若しくは勧告、法第16条第3項の規定による勧告又は法第17条第1項若しくは第5項の規定による命令をする必要がないと認めるときは、速やかに景観計画適合確認通知書(以下「適合通知書」という。)を作成し、事業者に交付しなければならない。
- 5 市長は、前条第3項の配慮書又は第33条第3項の規定による届出の内容が景観形成に著しい影響を及ぼすおそれがあると認めるとときは、適合通知書の作成に当たり、委員会の意見を聴くことができる。

(対象事業の着手制限)

第30条 事業者は、対象事業にあってはまちづくり条例第26条の規定による事前協議確認通知書又は同条例第30条の規定による再協議確認通知書を、特定小規模景観形成行為にあっては前条第4項の規定による適合通知書(第33条第3項の規定による届出があった場合においては、当該届出後に前条第4項の規定により交付される適合通知書)を交付された日以後でなければ、当該対象事業又は特定小規模景観形成行為に着手してはならない。ただし、土地の形状変更とならない用地取得等の先行行為については、この限りでない。

第31条 削除

(完了届等)

第32条 事業者は、対象事業若しくは特定小規模景観形成行為が完了したとき又は対象事業若しくは特定小規模景観形成行為を中止若しくは廃止したときは、規則で定めるところにより10日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、対象事業に係るまちづくり条例第31条第1項又は第33条第1項の規定による届出があったときは、前項の規定による届出があつたものとみなす。

第3節 変更手続

(対象事業変更の届出等)

第33条 事業者は、第20条第1項の規定により配慮書案を提出してから第29条第1項及び第2項の規定により完了書が交付される日までの間に、当該配慮書案に記載された事項を変更しようとするとき(審査書に基づき変更する場合を除く。)は、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。ただし、軽微な変更として市長が認めるものについては、この限りでない。

- 2 市長は、前項の規定による届出があつたときは、遅滞なく当該届出の内容を告示しなければならない。
- 3 事業者は、第28条第3項の規定により配慮書を提出した後に、当該配慮書に記載された事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、当該変更に係る行為の許認可等の手続(複数の許認可等の手続を必要とする場合にあっては最初の許認可等の手続、許認可等の手

続を必要としない場合にあっては当該変更に係る行為の実施)の30日前までに、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、法第16条第2項の規定による変更の届出を要しない場合であって、軽微な変更として市長が認めるものについては、この限りでない。

- 4 第1項又は前項の規定による届出のうち事業者の変更(対象事業又は特定小規模景観形成行為の実施内容の変更を伴うものを除く。)の届出があった場合においては、変更前の事業者の対象事業又は特定小規模景観形成行為について行われたこの条例の規定による届出の手続は、変更後の事業者の対象事業又は特定小規模景観形成行為について行われたものとみなす。

(対象事業変更等による再手続)

- 第34条** 事業者は、前条第1項の規定による変更(前条第4項の事業者の変更を除く。)を届け出した対象事業について、当該届出の前にこの条例の規定による景観配慮に関する手続の全部又は一部を完了している場合において、当該変更が景観形成に著しい影響を及ぼすおそれがあるものと市長が認めるときは、既に完了している景観配慮の手続の全部又は一部を行わなければならぬ。

- 2 前条第1項、第2項及び第4項(特定小規模景観形成行為を除く。)並びに前項の規定は、事業者が第29条第1項及び第2項の規定による完了書を交付された日以後において、当該完了書に係る対象事業の実施内容を変更して実施しようとする場合に準用する。

(対象事業又は特定小規模景観形成行為の新たな実施とみなす場合の再手続)

- 第35条** 市長は、次に掲げるときは、対象事業又は特定小規模景観形成行為の新たな実施とみなし、当該事業者に対し、この条例の規定による手続の全部又は一部を行わせなければならぬ。

- (1) 事業者が第29条第1項若しくは第2項の規定による完了書又は同条第4項の規定による適合通知書を交付した日から5年を経過した後当該完了書に係る対象事業又は当該適合通知書に係る特定小規模景観形成行為に着手し、又は中断して再開しようとするとき。
- (2) 事業者が第38条第1項の規定により勧告を受けた日から1年を経過した後当該勧告に係る景観配慮の手続を行おうとするとき。

第5章 審議会及び委員会

(審議会)

- 第36条** 次の事項を所掌するため、本市に逗子市景観審議会を置く。

- (1) 景観形成についての基本的事項又は重要事項を調査、審議すること。
 - (2) 景観形成に関する事項について、市長に意見を述べること。
 - (3) 法第3章第1節に規定する景観地区における認定が必要な行為に対し、市長に意見を述べること。
- 2 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

- 3 委員は、市民、公共的団体の代表者及び学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることがある。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(委員会)

第37条 次の事項を所掌するため、本市に逗子市景観審査委員会を置く。

- (1) 配慮書案について調査、審議すること。
 - (2) その他景観に関する事項について調査、審議すること。
- 2 委員会は、委員5人以内をもって組織する。
 - 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 4 委員は、再任されることがある。
 - 5 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

第6章 雜則

(勧告及び公表)

- 第38条** 市長は、正当な理由がなく、第16条の2又は法第16条第1項の規定による届出をしない者に対して、当該届出をするよう勧告することができる。
- 2 市長は、第16条の2又は法第16条第1項の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為が景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認めるときは、その届出をした者及びまちづくり条例第31条第3項の適合証の交付を受けた者に対し、必要な措置をとるよう指導又は勧告をすることができる。
 - 3 市長は、第30条の規定に違反して事業者が対象事業又は特定小規模景観形成行為に着手したときは、当該事業者に対して必要な指導又は勧告をすることができる。
 - 4 市長は、前3項の指導又は勧告を受けた者が、正当な理由がなく、その勧告に従わない場合は、当該事実、第20条第1項第1号から第5号までに掲げる事項又は第28条第3項第1号から第4号までに掲げる事項その他市長が必要があると認める事項を公表することができる。
 - 5 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ当該公表しようとする者に意見を述べる機会を与えるなければならない。
 - 6 市長は、第2項の規定による勧告、第4項の規定による公表、法第16条第3項の規定による勧告又は法第17条第1項若しくは第5項の規定による命令をしようとするときは、委員会の意見を聞くことができる。

(小規模対象事業の手続の特例)

第39条 対象事業のうち小規模なものとして規則で定める要件に該当するものに係る景観配慮の手続については、規則で定めるところにより、この条例の規定の適用について調整を行うものとする。

(表彰)

第40条 市長は、景観形成に貢献したと認められる者又は団体を表彰することができる。

(委任)

第41条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第4章の規定については、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(条例の見直し)

2 この条例は、その運用状況、実施効果等を勘案し、第1条の目的の達成状況を評価した上で、この条例施行の日以後5年以内に見直しを行うものとする。

(逗子市まちづくり条例の一部改正)

3 逗子市まちづくり条例(平成14年逗子市条例第4号)の一部を次のように改正する。

(次のように略)

附 則(平成20年6月24日条例第14号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年10月1日から施行する。

附 則(平成20年9月3日条例第16号)

この条例は、平成20年12月1日から施行する。

附 則(平成23年10月3日条例第21号)

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に景観配慮の手続を行っている改正前の逗子市景観条例第16条各号に規定する行為に係る逗子市景観計画の適用については、なお従前の例による。

附 則(令和4年9月30日条例第14号)

(施行期日)

1 この条例は、令和4年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に逗子市の良好な都市環境をつくる条例第16条第1項に規定する完了書を交付した対象事業に係る環境影響評価の手続については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前に逗子市まちづくり条例（平成14年逗子市条例第4号）第23条第1項に規定する開発事業事前協議申請書が提出された開発事業の対象区域内における建築行為については、改正後の逗子市景観条例第16条第3項の届出は要しない。
- 4 この条例の施行前に逗子市景観条例第19条第1項に規定する景観事前相談書が提出された対象事業に係る逗子市景観計画の景観形成の基準等の適用については、なお従前の例による。

別表(第6条関係)

基本指針

基本理念	逗子の自然の特徴である海、川、緑豊かな丘陵地等による景観の保全に努めること	逗子の海、川、丘陵地等による豊かな自然は、市民にとって貴重な財産である。この自然を守るとともに、自然環境との調和を強く意識した、潤いと安らぎのある景観を形成する。
	逗子の歴史、文化等の資源を生かした景観をはぐくむこと	逗子は、歴史上の様々な時代の遺産に加えてその恵まれた自然環境から、明治以来、別荘地として親しまれてきた。その往時の面影が名残をとどめる海辺の多くの歴史的な住宅建築は、逗子固有の景観資源として貴重である。これらを現代の景観形成に生かし、風格と趣のある景観を形成する。
	逗子らしい特徴を持った美しい街並みを育てること	人の手によってつくり出される街並みは、市民が誇りと愛着を感じられるように、ヒューマンスケールで逗子らしい特徴を持つものとし、にぎわい、安らぎ、潤いなどそれぞれの地域の特色を生かして美しい景観を形成する。
	市民の多様な参加を得て良好な景観を形成すること	景観が市民共有の財産であるところから、様々な場面で市民が主体的な役割を果たしながら、逗子の景観を形成していくものとする。
基本目標	1 緑の保全と創出 逗子の景観の大きな特徴である丘陵地等の緑を保全するとともに、市街地における緑の保全及び緑化の推進に努め、潤いのある景観を形成する。 2 海辺の景観の魅力向上 海は、逗子の大きな景観資産である。建築物等のデザインの質の向上を図るとともに海辺の美化の推進に努め、海辺の景観の魅力を高める。また、仮設の建築物等も広くその対象とする。 3 河川の親水化と緑の保全 田越川及び久木川の下流域の景観は、川面に映える豊かな緑が河川空間と建築空間の融合した潤いのある魅力的な景観を形成している。これらの川沿いの緑を適切に維持保全する。また、眺望点の整備、プロムナード整備等において親水化を図る。	

	<p>4 眺望景観への配慮</p> <p>逗子は、相模湾とその向こうに望める富士山、丘陵地の緑等の優れた眺望景観に恵まれていることが大きな特徴である。これらを大切にするため、眺望点を定め、また、建築物等の景観誘導（景観に配慮したものへの改善を図ることをいう。以下同じ。）に努める。</p> <p>5 歴史的資産の維持継承</p> <p>逗子に固有の歴史的建造物及び文化資産の積極的な保全と活用を推進する。また、歴史的建造物等の周辺では、地域の特性にふさわしい景観上の配慮を行い、歴史的景観と調和した景観形成に努める。</p> <p>6 ヒューマンスケールの街並み形成</p> <p>逗子は、低層、戸建ての住宅を主体とした街並みであり、車よりも歩行者にとって歩きやすい道が多く、心安らぐ人間らしいスケールのまちである。この特徴を生かし、今後も継承するため、圧迫感を軽減する建築物等のデザインの奨励に努める。</p> <p>7 周辺と調和した建築物等の形態意匠</p> <p>建築物等の外観の素材は、周辺と調和したものとともに、なるべく自然素材を活用する。</p> <p>8 色彩を意識した街並み形成</p> <p>建築物等の外観の色彩は、街の印象を大きく左右するため、場所ごとの特性に応じた色彩の方針に従い、建築物等の景観誘導に努める。</p> <p>9 都市施設（道路、河川、公園等）の景観の向上</p> <p>標識、ストリートファニチャー等の公共施設デザイン及び幹線道路における電線類の地中化を検討し、都市施設の景観の向上に努める。</p> <p>10 市民による景観まちづくりへの支援</p> <p>景観アドバイザー、景観サポートー等の制度により、市民による景観まちづくりを積極的に支援する。</p>
--	--

○逗子市景観条例施行規則

平成18年4月1日

逗子市規則第13号

改正 平成20年6月24日規則第18号

平成23年10月3日規則第16号

令和4年9月30日規則第27号

令和6年3月29日規則第14号

(趣旨)

第1条 この規則は、逗子市景観条例(平成18年逗子市条例第6号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(重点地区の要請)

第2条 条例第8条第2項の規定による要請は、区域の面積がおおむね3,000平方メートル以上であるものについて行うものとする。ただし、当該区域における社会的条件、地形的条件等を勘案してやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

2 重点地区の要請は、景観形成重点地区要請書(第1号様式)により行うものとする。

(届出の対象から除外される開発行為及び工作物)

第3条 条例第16条第1項第1号の開発行為は、建築行為を伴わない宅地分譲であって市街化区域内かつ区域の面積が1,000平方メートル未満のものとする。

2 条例第16条第1項第3号の工作物は、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第138条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する工作物のうち高さが10メートル未満のもの、同項第5号に規定する擁壁のうち区域の面積が300平方メートル未満のもの、同条第2項第1号に規定する昇降機及び同条第4項第2号に規定する工作物のうち築造面積が1,000平方メートル未満の自動車車庫の用途に供するものとする。

(景観事前相談書の提出)

第4条 条例第19条第1項の規定による景観事前相談書の提出は、景観事前相談書(第2号様式。以下「事前相談書」という。)により行うものとし、当該事前相談書の作成に当たっては、基礎資料として用いる書類を添付しなければならない。

(景観配慮書案の提出)

第5条 条例第20条第1項の規定による景観配慮書案の提出は、景観配慮書案(第3号様式。以下「配慮書案」という。)により行うものとし、当該配慮書案の作成に当たっては、基礎資料として用いる書類を添付しなければならない。

2 条例第20条第1項第5号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 対象事業の位置、実施区域、規模、実施方法その他の事項

(2) 基本指針及び景観計画に基づき配慮しようとする事項及びその措置の内容

(3) 前2号に掲げるもののほか、景観形成の見地から配慮しようとする事項及びその期待される効果

(4) 許認可等の手続を必要とする対象事業については、当該許認可等の種類及び内容

3 第1項の配慮書案に添付する書類は、配置図、平面図、立面図、断面図その他市長が必要があると認めたものとする。

(配慮書案の縦覧)

第6条 条例第21条の規定により配慮書案を縦覧に供しようとするときは、次に掲げる事項を告示しなければならない。

(1) 縦覧の場所

(2) 縦覧の期間

(3) その他必要な事項

2 前項に規定する縦覧の期間の日数には、逗子市の休日を定める条例(平成元年逗子市条例第21号)第1条第1項に規定する休日を算入しない。

3 前2項の規定は、条例第25条第2項及び条例第29条第3項の規定による縦覧について準用する。

(説明会等の実施届)

第7条 条例第22条第2項の規定による届出は、説明会等実施届(第4号様式)により行うものとする。

(説明会開催の報告等)

第8条 条例第22条第4項の規定による説明会を開催したときの報告は、説明会開催報告書(第5号様式)により行うものとする。

2 条例第22条第1項又は第3項の規定により説明会を開催しなかったときの同条第4項の規定による報告は、説明会不開催報告書(第6号様式)により行うものとする。

(意見書の提出方法)

第9条 条例第23条第1項の規定により意見書を提出しようとする者は、当該意見書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所又は意見書を提出しようとする者が法人その他の団体にあっては、当該団体の名称、事務所の所在地及び代表者の氏名

(2) 対象事業の名称

(3) 意見

(公聴会の開催等)

第10条 条例第24条第1項の規定により開催される公聴会において意見を述べようとする者は、公聴会の開催の5日前までに、書面によりその旨を市長に申し出なければならない。

2 前項の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所又は意見書を提出しようとする者が法人その他の団体にあっては、当該団体の名称、事務所の所在地及び代表者の氏名

(2) 関係区域に利害関係を有する者については、当該利害関係の内容

(3) 対象事業の名称

(4) 意見の要旨

第11条 市長は、前条第1項の規定による申出をした者のうちから、公聴会において意見を述べる

ことができる者(以下「公述人」という。)をあらかじめ選定するものとする。

- 2 市長は、公聴会の運営を円滑にするために必要があると認めるときは、公述人が意見を述べる時間(以下「公述時間」という。)をあらかじめ定めることができる。
- 3 市長は、公述人の選定及び公述時間の設定を公平かつ適正に行わなければならない。
- 4 市長は、公述人を選定し、公述時間を定めたときは、その旨を前条第1項の規定により申し出た者に通知するものとする。

第12条 公聴会は、市長又はその指名する市職員が議長となる。

第13条 公述人は、意見を述べようとするときは、その意見を聽こうとする配慮書案の範囲を超える、又は景観配慮上の見地の範囲を超えて発言してはならない。

- 2 議長は、公述人が前項の規定に違反して発言したときはその発言を禁止し、又は公述人に不穏な言動があったときは当該公述人を退場させることができる。

第14条 公述人は、あらかじめ市長の承認を得たときは、代理人に意見を述べさせることができる。

第15条 市長は、必要があると認めるときは、公聴会にその意見を聽こうとする配慮書案に係る事業者の出席を求め、当該事業者(その代理人として市長が承認した者を含む。)に意見を述べさせることができる。

第16条 市長は、特に必要があると認めるときは、公聴会に参考人の出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。

第17条 議長は、公聴会の秩序を維持し、その運営を円滑にするために必要があると認めるときは、傍聴人の入場を制限し、又はその秩序を乱し、若しくは不穏な言動をした者を退場させることができる。

第18条 条例第24条第3項の規定により作成する記録には、次に掲げる事項を記載し、議長が記名押印しなければならない。

- (1) 公聴会において意見を聞いた対象事業の名称
- (2) 公聴会の日時及び場所
- (3) 出席した公述人の氏名及び住所
- (4) 公述人の発言の要旨
- (5) その他公聴会の経過に関する事項

第19条 第11条から前条までの規定のほか、公聴会の開催方法等について必要な事項は、市長が別に定める。

(見解書の提出)

第20条 条例第25条第1項の規定による見解書の提出は、見解書(第7号様式)により行うものとする。

(景観配慮書の提出)

第21条 条例第28条第1項の規定による景観配慮書の提出は、景観配慮書(第8号様式)により行うものとする。

- 2 条例第28条第3項の規定による景観配慮書の提出は、景観配慮書(第8号様式の2又は第8号様式の3)により行うものとする。

第22条 削除

(完了等の届出)

第23条 条例第32条第1項の規定による届出は、完了(中止・廃止)届(第10号様式)により行うものとする。

(変更の届出)

第24条 条例第33条第1項及び第3項の規定による届出は変更届(第11号様式)により行うものとする。

(景観審議会)

第25条 条例第36条に規定する逗子市景観審議会(以下「審議会」という。)の委員は、次の各号に掲げるとおりとし、その人数は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市内に住所を有する者 5人以内
- (2) 学識経験者 5人以内

第26条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、その職務を代理する。

第27条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ審議会を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(景観審査委員会)

第28条 条例第37条に規定する逗子市景観審査委員会(以下「委員会」という。)の委員は、5人以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

第29条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、その職務を代理する。

第30条 委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、事業者及びその代理人その他委員以外の者に対し、その出席を求めて意見又は説明を聞くことができるほか、必要な協力を求めることができる。
- 5 委員会は、逗子市まちづくり条例施行規則(平成14年逗子市規則第34号)第39条及び第40条に規定する基準を同規則第62条の2に規定する審査部会と合同で審査することができ

る。

(小規模対象事業の手続)

第31条 条例第39条に規定する規則で定める要件は、対象事業のうち当該面積が1,000平方メートル未満のもの(以下「小規模対象事業」という。)とする。

- 2 前項の小規模対象事業については、条例第24条及び第25条の規定は適用しない。
- 3 条例第21条、第23条及び第26条の規定は、小規模対象事業の手続について準用する。この場合において、条例第21条中「20日間」とあるのは「10日間」と、条例第23条第1項中「30日以内」とあるのは「15日以内」と、条例第26条第1項中「前条第2項の規定による告示を行ったとき」とあるのは「第23条第1項に規定する意見書の提出期間が満了したとき」と読み替えるものとする。

(委任)

第32条 この規則で定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成20年6月24日規則第18号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則(平成23年10月3日規則第16号)

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に使用している各様式については、当分の間これを取扱い使用することができる。

附 則(平成24年6月1日規則第21号)

この規則は、平成24年6月13日から施行する。

附 則(令和3年3月31日規則第13号)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年9月30日規則第27号)

(施行期日)

1 この規則は、令和4年12月1日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

景観形成重点地区要請書

年　月　日

逗子市長

住 所

氏 名

電話番号

法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名

景観形成重点地区の指定を受けたいので、逗子市景観条例第8条の規定により、次のとおり要請します。

1 景観形成重点地区の名称	
2 要請理由	
3 備考	

※ 区域を示す図面を添付してください。

第2号様式（第4条関係）

景観事前相談書

年　月　日

逗子市長

(事業者)

住所

氏名

電話番号

法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名

逗子市景観条例第19条第1項の規定により、次のとおり提出します。

対象事業の名称等	名 称			
	場 所			
	景観計画上の 地 区 区 分			
	景観形成の見 地から配慮し ようとする事 項及びその期 待される効果			
概要	計 画 区 域		計 画 建 物	
	事 業 面 積	m ²	延べ床面積	m ²
	用 途		構 造	造 階
	建 べ い 率	%	建 築 面 積	m ²
	容 積 率	%	棟数・戸数	棟 戸
都 市 計 画	区域区分等 防火地域等	最大戸数		
添 付 資 料	<input type="checkbox"/> 市街化区域(用途地域) <input type="checkbox"/> 準防火地域 <input type="checkbox"/> 指定なし <input type="checkbox"/> 案内図 <input type="checkbox"/> 配置図 <input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/> 立面図 <input type="checkbox"/> 緑化計画図 <input type="checkbox"/> 景観計画確認表 <input type="checkbox"/> その他市長が必要があると認めたもの			

※現況写真・フォトモンタージュ等、計画の外観がわかるもの。

第3号様式（第5条関係）

景観配慮書案

年 月 日

逗子市長

(事業者)

住 所

氏 名

電話番号

法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名

逗子市景観条例第20条第1項の規定により、次のとおり提出します。

対象事業の名称等	名 称				
	場 所				
	景観計画上の地区区分				
	景観形成の見地から配慮しようとする事項及びその期待される効果				
概要	計画区域		計画建物		
	事業面積	m ²	延べ床面積	m ²	
	用途		構造	階	
	建ぺい率	%	建築面積	m ²	
	容積率	%	棟数・戸数	棟 戸	
			最大戸数	戸	
都 市 計 画	区域区分等 防火地域等	<input type="checkbox"/> 市街化区域（用途地域） <input type="checkbox"/> 準防火地域 <input type="checkbox"/> 指定なし			
対象事業の実施予定期間	着工予定年月日	年 月 日			
	完成予定年月日	年 月 日			
設計者の住所氏名 又は名称					
添 付 資 料	<input type="checkbox"/> 案内図 <input type="checkbox"/> 配置図 <input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/> 立面図 <input type="checkbox"/> 緑化計画図 <input type="checkbox"/> 景観計画確認表 <input type="checkbox"/> その他市長が必要あると認めたもの※				

※現況写真・フォトモンタージュ等、計画の外観がわかるもの。

第4号様式（第7条関係）

説明会等実施届

年 月 日

逗子市長

(事業者)

住所

氏名

電話番号

法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名

年 月 日に届け出た事業に係る景観配慮の説明会等の実施について、逗子市景観条例第22条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

対象事業の名称			
対象事業の実施予定年月日	着工予定年月日	年 月 日	
	完成予定年月日	年 月 日	
説明会開催日時等	説明会	開催日時	
		場所	
		説明者	
	周知のための措置		
	説明書等予定配布部数		
その他の方法			
その他の			
備考			

※ 配布を予定している書類を添付してください。

第5号様式（第8条関係）

説明会開催報告書

年　月　日

逗子市長

(事業者)

住 所

氏 名

電話番号

法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名

年　月　日に届け出た事業に係る説明会の結果について、逗子市景観条例第22条第4項の規定により、次のとおり報告します。

対象事業の名称			
対象事業の実施予定年月日	着工予定年月日	年　月　日	
	完成予定年月日	年　月　日	
開催状況	説明会	開催日時	
		場所	
		説明者	
		関係住民の出席状況	
		討議の概要	
	説明会配布資料		
その他の			
備考			

- ※ 1 説明会等を実施した地域については、その実施地域を表示した図面を添付してください。
 2 説明書等を配布した場合には、前項の添付図面に配布した地域を表示してください。

第6号様式（第8条関係）

説明会不開催報告書

年　月　日

逗子市長

(事業者)

住 所

氏 名

電話番号

〔 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

年　月　日に届け出た事業に係る説明会の結果について、逗子市景観条例第22条第4項の規定により、次のとおり報告します。

対象事業の名称			
対象事業の実施予定期間	着工予定年月日	年	月
	完成予定年月日	年	月
開催しなかった理由			
その他の			
備考			

第7号様式（第20条関係）

見 解 書

年 月 日

逗子市長

(事業者)

住 所

氏 名

電話番号

法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名

逗子市景観条例第25条第1項の規定により、次のとおり提出します。

対象事業の名称等	名 称	
	目 的	
	位置又は実施区域	
	規 模 実 施 方 法	
	その他の内容	
関 係 区 域		
意見書の番号及び概要	意見書に対する見解	
公聴会の記録に記載された意見の概要	公聴会の意見に対する見解	
備 考		

- ※ 1 意見書の番号の欄には意見書の送付の際に意見書ごとに市長が付した番号及び概要を記入し、意見書に対する見解の欄には意見書の番号の欄に記入した番号に対応して意見書に対する見解を記入してください。
- 2 公聴会の意見に対する見解は、概要欄の意見に対応して見解を記載してください。

第8号様式（第21条関係）

景観配慮書（対象事業）

年 月 日

逗子市長

(事業者)

住 所

氏 名

電話番号

法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名

逗子市景観条例第28条の規定により、次のとおり届け出ます。

対象事業の名称等	名 称			
	場 所			
	景観計画上の地区区分			
	景観形成の見地から配慮しようとする事項及びその期待される効果			
関 係 区 域				
意見書及び公聴会の記録に記載された意見の概要				
事 業 者 の 見 解				
意見書に対する見解書の概要				
審査書に記載された市長の意見				
審査書に基づく配慮書案の修正内容及びその経過				
概要	計 画 区 域		計 画 建 物	
	事 業 面 積	m ²	延べ床面積	m ²
	用 途		構 造	造 階
	建 ペ い 率	%	建 築 面 積	m ²
	容 積 率	%	棟 数 ・ 戸 数	棟 戸
			最 大 戸 数	戸
都 市 計 画	区域区分等 防火地域等	<input type="checkbox"/> 市街化区域(用途地域) <input type="checkbox"/> 準防火地域 <input type="checkbox"/> 指定なし		
対象事業の実施予定期間	着工予定期間			
	完成予定期間			
設計者の住所・氏名又は名称				
添付資料	<input type="checkbox"/> 案内図 <input type="checkbox"/> 配置図 <input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/> 立面図 <input type="checkbox"/> 緑化計画図 <input type="checkbox"/> 景観計画確認表 <input type="checkbox"/> その他市長が必要があると認めたもの			

第8号様式の2（第21条関係）

景観配慮書（特定小規模景観形成行為：建築等）

年 月 日

逗子市長

(事業者)

住 所

氏 名

電話番号

〔 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

逗子市景観条例第28条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

行為の 名称等	名 称				
	場 所				
	景観計画上の地区区分				
	景観形成の見地から配慮しようとする事項及びその期待される効果				
概要	計 画 区 域		計 画 建 物		
	事 業 面 積	m ²	延べ床面積	m ²	
	用 途		構 造		
	建 ペ い 率	%	建 築 面 積	m ²	
	容 積 率	%	棟 数・戸 数	棟 戸	
都 市 計 画	区域区分等 防火地域等	<input type="checkbox"/> 市街化区域(用途地域) <input type="checkbox"/> 準防火地域 <input type="checkbox"/> 指定なし			
行 为 の 実 施 予 定 期 間	着工予定年月日				
	完成予定年月日				
設計者の住所・氏名又は名称					
添 付 資 料	<input type="checkbox"/> 案内図 <input type="checkbox"/> 配置図 <input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/> 立面図※ <input type="checkbox"/> 景観計画確認表 <input type="checkbox"/> 現況写真 <input type="checkbox"/> その他市長が必要があると認めたもの				

※立面図は外観の色彩が確認できるように着色すること。

第8号様式の3（第21条関係）

景観配慮書（特定小規模景観形成行為：広告物）

年　月　日

逗子市長

(事業者)

住 所

氏 名

電話番号

法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名

逗子市景観条例第28条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

行為の名称等	名 称	
	場 所	
	景観計画上の地区区分	
種類・規模等		
行 為 の 実 施 予 定 期 間	着手予定年月日	
	完了予定年月日	
他 の 許 可 等	<input type="checkbox"/> 工作物確認 <input type="checkbox"/> 神奈川県屋外広告物条例	
施行者の住所・氏名又は名称		
添 付 資 料	<input type="checkbox"/> 案内図 <input type="checkbox"/> 配置図 <input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/> 立面図 <input type="checkbox"/> 意匠図 <input checked="" type="checkbox"/> 景観計画確認表 <input type="checkbox"/> 現況写真 <input type="checkbox"/> その他市長が必要があると認めたもの	

※意匠図は広告物の色彩が確認できるように着色すること。

第 10 号様式（第 23 条関係）

完了（中止・廃止）届

年 月 日

逗子市長

(事業者)

住 所

氏 名

電話番号

法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名

逗子市景観条例第 32 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

対象事業又は行為の名称			
完了（中止・廃止） 年 月 日	年	月	日
供用開始年月日	年	月	日
工事の施行者	住所 氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)		
供用開始後の管理者			
連絡先	担当者氏名	電話番号	(内線)
中止・廃止の場合はその理由			
添付書類	<input type="checkbox"/> 完成写真		

※ 中止・廃止の場合は、供用開始年月日及び供用開始後の管理者の欄は記入しないでください。

第 11 号様式（第 24 条関係）

変更届

年 月 日

逗子市長

(事業者)

住所

氏名

電話番号

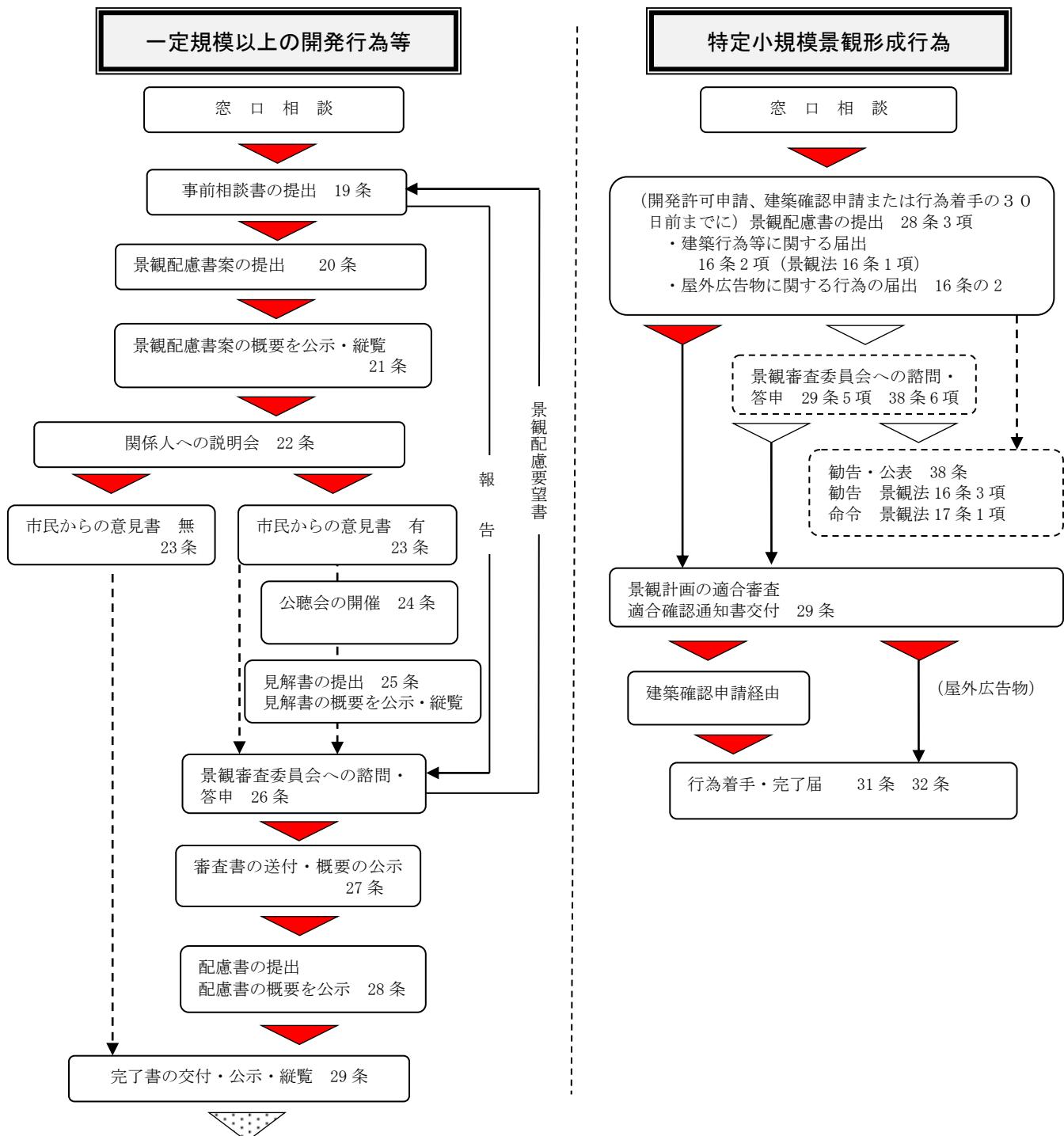
法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名

逗子市景観条例第 33 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

対象事業又は 行為の名称			
変 更 事 項	<input type="checkbox"/> 事業者の変更 <input type="checkbox"/> 氏名（法人にあっては、名称又は代表者の氏名）の変更 <input type="checkbox"/> 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）の変更 <input type="checkbox"/> 対象事業又は行為の名称の変更 <input type="checkbox"/> 位置、実施区域の変更 <input type="checkbox"/> 目的の変更 <input type="checkbox"/> 規模その他の内容の変更 <input type="checkbox"/> その他（ ）)		
	変更内容	変更前	変更後
		変更年月日	年 月 日
変更理由			
連絡先	担当者氏名	電話番号 (内線)	
備考			

※ 変更事項の欄には、該当する□内にレ印を記入し、その他に該当する場合には、
その理由を（ ）内に記入してください。

逗子市景観条例の手続きの流れ



まちづくり条例第23条
事前協議申請書の提出
告示・縦覧
事前協議事項

- ・まちづくり基本計画に関する事項
- ・推進地区基本計画及び地区まちづくり協定に関する事項
- ・つくる条例の評価書・完了書の内容に関する事項
- ・景観条例の配慮書・完了書の内容に関する事項
- ・説明会の開催等に関する事項
- ・開発事業の基準等に関する事項

手続きの対象となる行為

「一定規模以上の開発行為等」

- I 開発行為であって、開発区域の面積が300平方メートル以上のもの（建築行為を伴わない宅地分譲であって市街化区域内かつ区域の面積が1,000平方メートル未満のものを除く）
- II 建築基準法第2条第13号に規定する建築であって、次の各号のいずれかに該当するもの
 - ア 建築物であって、その高さ（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第6号に規定する建築物の高さをいう。）が10メートル以上のもの
 - イ 共同住宅、長屋、寄宿舎、下宿その他これらに類する用途に供する建築物（以下「共同住宅等」という。）又は事務所、事業所、店舗等の非居住部分と居住部分とが一体となった建築物（以下「併用住宅」という。）で当該計画戸数が8戸（1区画100平方メートル以上の非居住部分にあっては、当該床面積が100平方メートルをもって1戸と換算する。）以上のもの
 - ウ 建築物の延べ面積が1,000平方メートル以上のもの
- III 建築基準法第88条の規定により同法第6条の確認の申請が必要となる工作物。ただし、別に規則で定める工作物を除く。

「特定小規模景観形成行為」

- I 「逗子市景観計画」に定める「逗子駅周辺地区」の区域内の商業地域及び近隣商業地域における次の行為（一定規模以上の開発行為等を除く）
 - ア 建築物の新築、増築、改築又は移転であって、建築基準法第6条の確認の申請が必要なもの
 - イ 工作物の新築、増築、改築又は移転であって、建築基準法第6条の確認の申請が必要なもの
- II 「逗子市景観計画」に定める「逗子駅周辺地区」及び「東逗子駅周辺地区」の区域内における次の行為
 - ウ 屋外広告物の設置、修繕、模様替え又は色彩の変更でその見付け面積が2m²以上のもの
- III まちづくり条例の開発事業に該当する宅地分譲であって、工事適合証の交付から1年6月を経過する前に当該事業区域内で行う建築基準法第6条の確認の申請が必要な建築行為